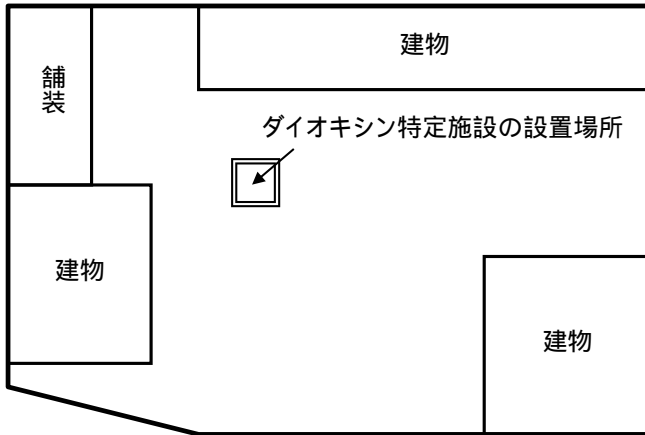
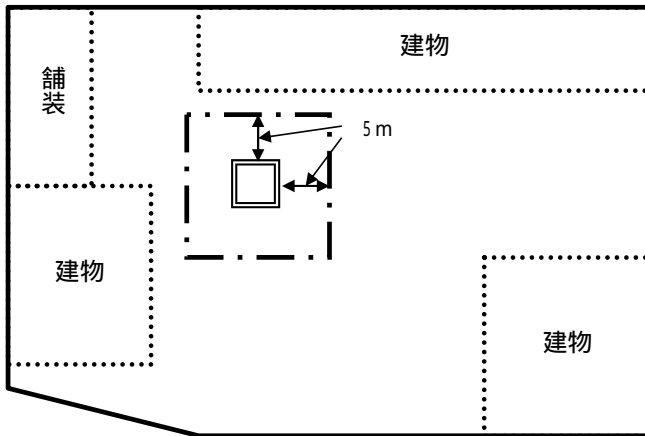


ダイオキシン類の試料採取等区画設定の考え方(案)

調査対象地(例)



(1) 土壌汚染のおそれの把握(規則第48条の8)



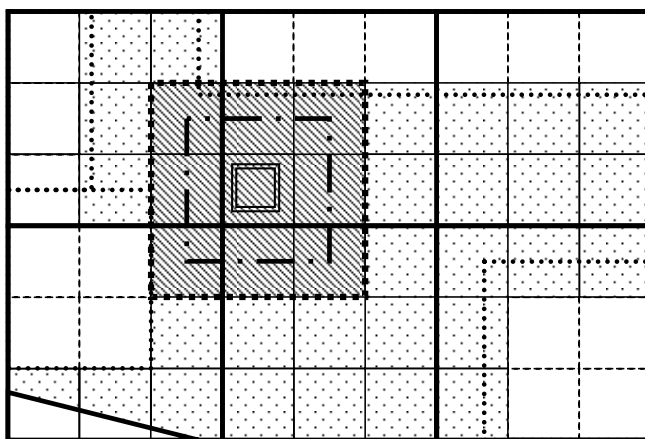
汚染土壌が存在するおそれがあると認められる土地の範囲(a)

調査対象地を、土壌汚染のおそれの区分に応じて分類する。

- a 汚染土壌が存在するおそれがあると認められる土地(汚染のおそれがある土地)
ダイオキシン特定施設が設置されている土地及びその施設から周辺5mまでの土地(cに分類される土地を除く)
- b 汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地(汚染のおそれが少ない土地)
a及びc以外の土地
- c 汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地(汚染のおそれがない土地)
施設の供用開始時から建物が存在する土地等

汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地の範囲(c)

(2) 区画の設定(規則第48条の9第4項)



30m
10m

汚染土壌が存在するおそれがあると認められる土地を含む単位区画(a)

汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地を含む単位区画(b)

全ての範囲が汚染土壌が存在するおそれがないと認められる単位区画(c)

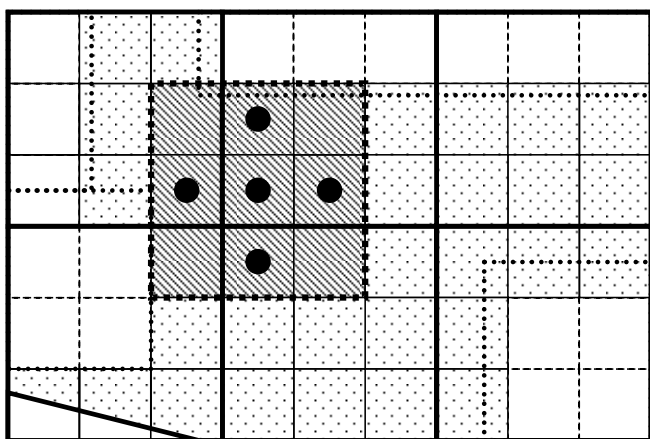
他の管理有害物質と同様に調査対象地を区画する。単位区画を土壌汚染のおそれの区分に応じて分類する。

- a 汚染のおそれがある土地に分類された土地を含む単位区画(汚染のおそれがある単位区画)
- b 汚染のおそれが少ない土地に分類された土地を含む単位区画(汚染のおそれが少ない単位区画)
- c 全ての範囲が、汚染のおそれがない土地に分類された単位区画(汚染のおそれがない単位区画)
汚染のおそれがある単位区画に分類された単位区画の全てを含むように、30メートル区画を分割する。この場合、分割する30メートル区画の数が、最も少なくなるように分割することができる。

30メートル区画

30メートル格子(参考)

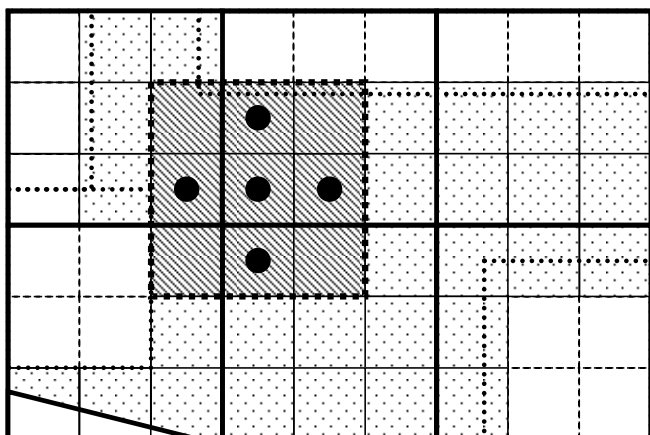
(3) 試料採取等区画の選定(規則第48条の9第4項)



30メートル区画内にある汚染のおそれがある単位区画に分類された単位区画を、試料採取等の対象とする。

なお、試料採取等の対象とした単位区画が6以上の場合は、いずれか5つの単位区画を試料採取等の対象とし、5以下の場合は、全ての単位区画を試料採取等の対象とする。

(4) STEP1 試料採取等の実施(規則第48条の10第5項)



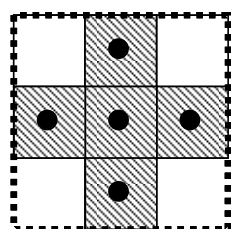
試料採取は、表層5cmまでの土壌を対象とする。

(3) で試料採取等の対象とされた単位区画が5区画である場合には、各単位区画から採取した試料を同じ重量混合し、1つの試料を作成する。

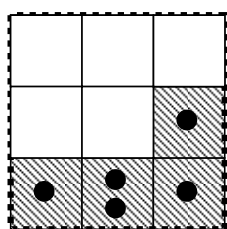
で作成した試料を、平成15年9月26日付け大阪府公告第128号で定める測定方法により測定する。

試料採取等の対象とされた単位区画が4区画以下である場合は、下図を参照。

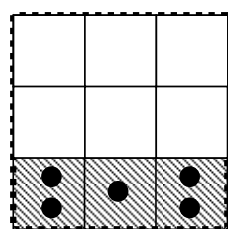
試料採取等の対象とした単位区画が、5以下の場合の試料採取等の考え方



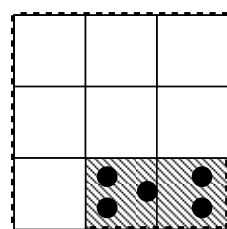
5区画の場合の例



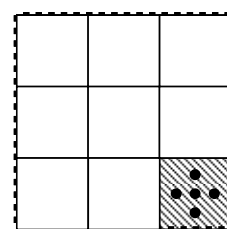
4区画の場合の例



3区画の場合の例

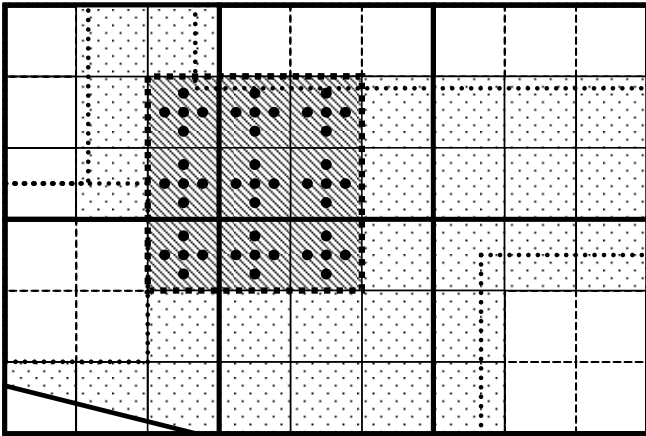


2区画の場合の例



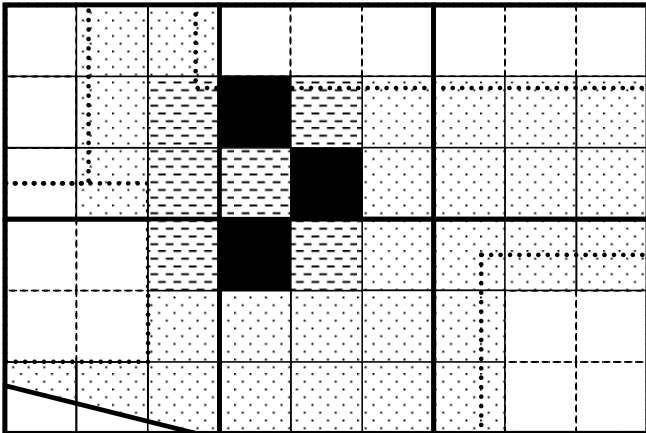
1区画の場合の例

(5) STEP2 30メートル区画内の汚染範囲の確定(規則第48条の11第3項)

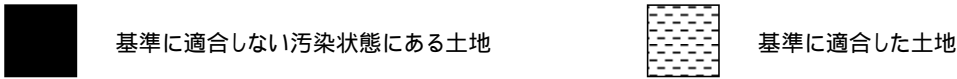


(4) の測定の結果、ダイオキシン類による汚染状態が、管理区域の指定の基準値(1,000pg-TEQ/g)を超過した場合には、30メートル区画内にある汚染のおそれがある単位区画に分類された全ての単位区画を対象に単位区画ごとに5地点から試料を採取して同じ重量混合し、1つの試料を作成する。(図の場合には、合計9つの試料を作成する)で作成した試料を(4)と同様に測定する。

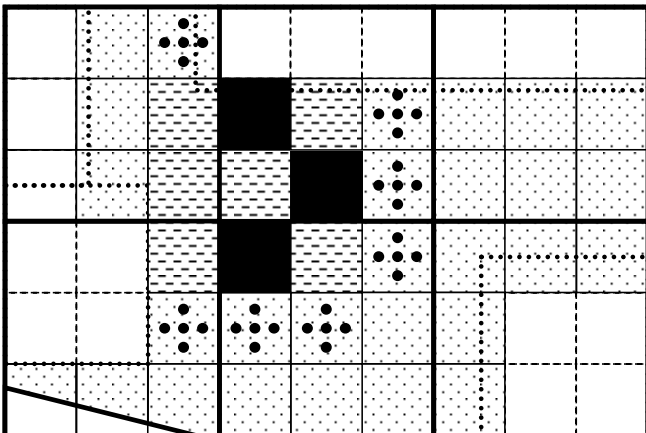
(6) 試料採取等の結果の評価(規則第48条の13第3項)



(5) の測定の結果、ダイオキシン類による汚染状態が、管理区域の指定の基準値を超過した単位区画を、ダイオキシン類について基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

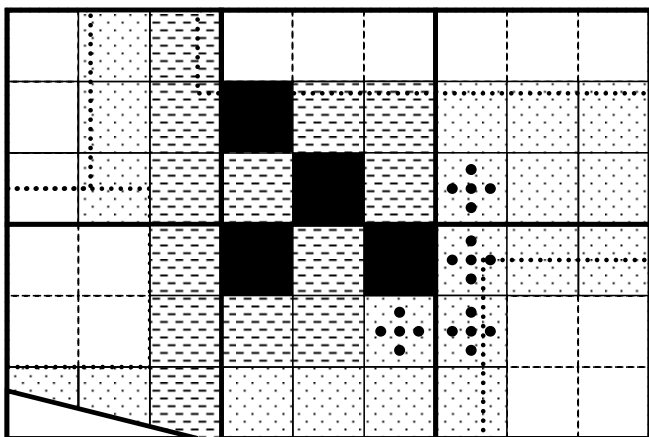


(7) 汚染状態にあるとみなされた土地周辺の試料採取等(規則第48条の14)



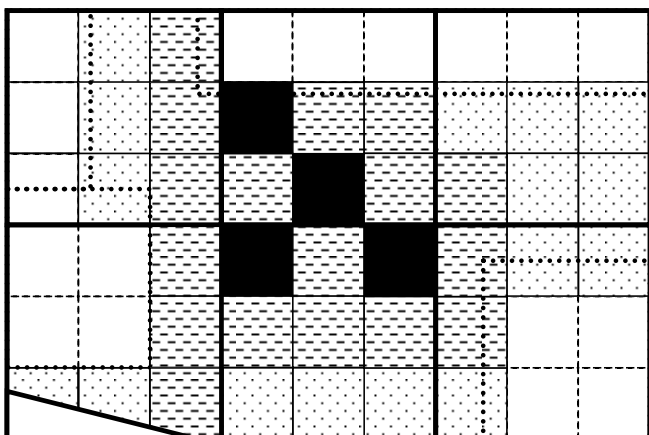
(6) により基準に適合しない汚染状態にある土地とみなされた単位区画に接する単位区画のうち、汚染のおそれが少ない単位区画に分類された単位区画について、(5)及び(6)と同様に試料採取及び測定を行う。

(8) (7)で汚染が判明した場合の追加調査

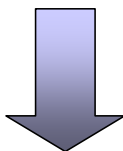


(7) の測定の結果、ダイオキシン類による汚染状態が、管理区域の指定の基準値を超過した単位区画をダイオキシン類について基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
により基準に適合しない汚染状態にある土地とみなされた単位区画に接する単位区画のうち、汚染のおそれが少ない単位区画に分類された単位区画ついて、(7) と同様に試料採取及び測定を繰り返す。

(9) 調査の終了



(8) の測定の結果、基準に適合しない汚染状態にある土地とみなされた単位区画に接する単位区画のすべてが、基準に適合した場合には、調査を終了する。



汚染が判明した単位区画を知事が管理区域として指定